

報道機関 各位

**「東久留米市特別職に支給する期末手当の特例に関する条例」および
「東久留米市教育委員会教育長に支給する期末手当の特例に関する条例」に
ついて**

現在の社会経済状況を踏まえ、令和2年6月に支給する市長、副市長、教育長の期末手当について、15パーセントを減じることとしました。

(令和2年第2回市議会定例会初日〈6月5日〉、議員全員賛成により可決成立)

■問い合わせ先

総務課長・浦山 電話042・470・7714